

広島県告示第千二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和三年十二月九日までの間、縦覧に供する。

令和三年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

坂瀬川駅家線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
福山市駅家町大字服部本郷七〇八番地先から 福山市駅家町大字服部本郷七〇八番地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 備 考
	九・六〇〇 四・九〇〇	四・五〇〇 四・九〇〇	
	延 長 (メートル)	延 長 (メートル)	
	八・〇〇〇	八・〇〇〇	
	拡幅		